

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	相模原市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年6月24日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

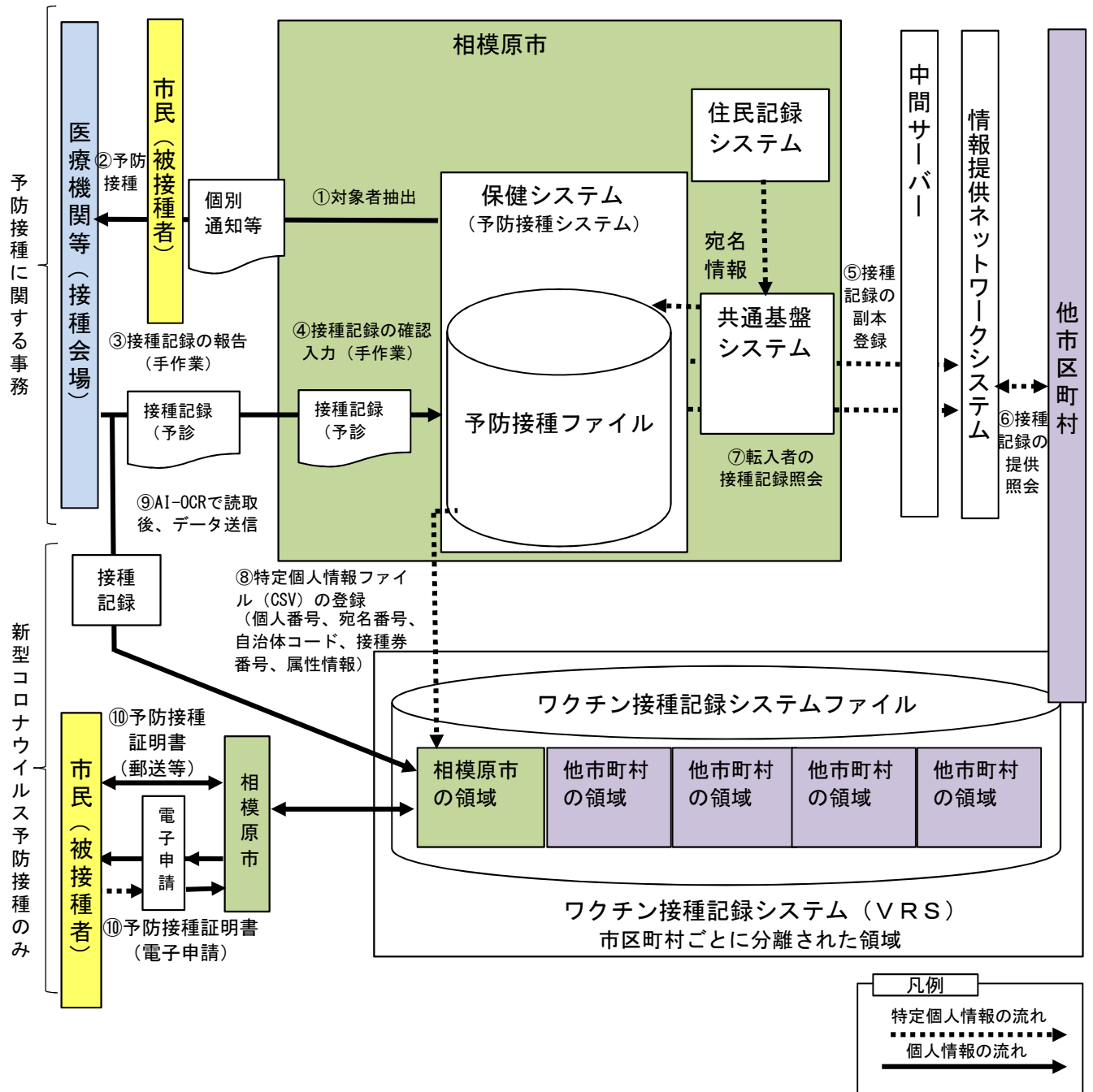
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日を定め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)の規定による予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。</p> <p>本業務では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、番号法別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき特措法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いる。</p> <p>具体的には、以上の事務のうち番号法の規定に従い、予防接種に関する記録に関する情報(実施年月日、予防接種の種類)の情報連携に際し、システムにおいて特定個人情報を取り扱う。 なお、自己負担の実費徴収、健康被害救済給付に係る事務は紙の書類及び目視で行い、データファイルでの保存はしない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理や接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[30万人以上]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種システム(保健システム)
②システムの機能	<p>予防接種システム(保健システム)は、予防接種の記録の管理や医療機関への委託料支払など、予防接種実施に関することを管理するシステムである。</p> <p>(1) 予防接種履歴管理機能(予防接種台帳) 個人ごとに予防接種の接種記録を管理し、照会ができる。</p> <p>(2) 対象者抽出機能 予防接種を勧奨するための個別通知の出力や、副本を登録するための中間サーバーとの接種情報の連携などのため、条件を指定し対象者を抽出する。</p> <p>(3) 各種統計機能 予防接種委託料支払に関する積算や年齢ごとの接種者数などの統計を作成する。</p> <p>(4) 予防接種協力医療機関管理機能 予防接種協力医療機関(予防接種実施場所)を管理する。</p> <p>(5) 帳票作成機能 接種記録や接種率等の統計、医療機関への支払のための帳票を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS))</div> </div>

システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>(1)団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>(2)宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。</p> <p>(3)中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p> <p>(4)データ連携機能 庁内連携の共通処理となるメッセージ変換を行う。</p> <p>(5)統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。</p> <p>(6)認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへの職員情報の連携を行う。</p> <p>(7)セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 中間サーバー、各業務システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携機能）を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 共通基盤システム ）</p>

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種実施後の接種記録等の登録、管理を行う。</p> <p>①接種対象者・接種券発行登録機能 予防接種システムから、対象者の情報(個人番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)を取り込むとともに、接種券発行情報を管理する。</p> <p>②接種記録管理機能 接種後、AI-OCRで予診票上の接種券にあるOCRラインを読み込み、データ化された接種記録を取り込み管理する。</p> <p>③対象者管理機能 転出者や死亡者等を管理する。</p> <p>④予防接種証明書交付機能 新型コロナウイルス予防接種を受けたものであって、予防接種証明書を求めるものに対する証明書の交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種システム(保健システム))</p>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることできるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p> <p>※本機能は国が用意し、システム上存在するため記載しているが、本市では使用していない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種システム(保健システム))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	定期予防接種の対象者であるかの確認に用いる。
②実現が期待されるメリット	個人番号により個人を特定することで、適正な予防接種履歴の管理が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2項、第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、115の2項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、17、18、19、及び115の2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	疾病対策課長 DX推進課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

○予防接種に関する事務

1. 予防接種書類発送事務

保健システムから定期予防接種対象者を抽出し、個別通知による勧奨やお知らせを行う。

①個別通知

2. 予防接種情報の管理

予防接種協力医療機関から提出された予診票を基に、データ入力を行い、予防接種記録の管理、医療機関への委託料の支払い等を行う。また、接種記録は中間サーバーを通じ情報提供ネットワークシステムと情報連携する。

②医療機関等で予防接種を受ける。

③医療機関が予診票(接種記録)を取りまとめ、市に報告

④予診票を基に確認・システムへ入力

3. 接種記録の副本登録

予防接種の適正な管理のため、接種記録を副本登録する。

⑤共通基盤システムを介し中間サーバーに副本登録

⑥他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供

⑦転入者等の接種記録を照会し、保健システムへ取り込む

4. その他

・統計事務

必要に応じ、国や県などに接種人数等の統計を報告する事務

○新型コロナウイルス予防接種の事務(ワクチン接種記録システム(VRS)に関するもの)

新型コロナウイルス予防接種は、上記と併せ、ワクチン接種記録システム(VRS)により、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種実施後の接種記録等の登録、管理や、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。

⑧特定個人情報記録の登録(接種対象者・接種券発行登録)

予防接種システムから、対象者の情報(個人番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)を取り込むとともに、接種券発行情報を管理する。

⑨接種記録管理機能

接種後、AI-OCRで予診票上の接種券にあるOCRラインを読み込み、データ化された接種記録を取り込み管理する。

⑩予防接種証明書の交付

新型コロナウイルス予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能により、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	相模原市に住民登録があるもので、予防接種法に規定する定期予防接種対象者の数
その必要性	市が実施する定期予防接種について、適正に管理する必要がある
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号): 住民基本台帳や資格に係る情報を管理するために記録するもの。共通基盤システムより符号取得済みの団体内統合宛名番号を取得し、その他識別情報(内部番号)と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、共通基盤システムを経由して中間サーバーへ情報提供・情報照会依頼を行う。 ・連絡先等情報 予防接種対象者に対する勧奨通知の送付や接種記録の管理を行うため記録するもの。 ・健康・医療関係情報: 予防接種の履歴に関する情報で、番号法第9条第1項及び別表第1の第10項、93の2項、同法第19条第8号別表第2の16の2項、115の2項により利用可。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年10月29日
⑥事務担当部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区政推進課、市民税課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合など） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、他市区町村など） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（医療機関）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（共通基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能）
③入手の時期・頻度	<p>その他識別情報及び連絡先等情報については、住民記録システムで異動が発生した場合、データ連携により取得する。 予防接種記録情報については、市民が接種する都度、月1回医療機関から予診票の提出を受け受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。</p>
④入手に係る妥当性	<p>番号法第14条において、個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができることとされており、予防接種事業においては必要な時期に情報を入手する必要がある。 連絡先情報について、正確な本人特定や予診票に記載された情報との突合、また接種勧奨に使用するため取得する必要がある。 予防接種情報については、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録は5年間の保存が求められており、また同法第2項において、本人から開示請求があった際には開示することとなっている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>
⑤本人への明示	<p>番号法第14条において、個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるとされている。 連絡先情報については、医療機関で接種を受ける際に、住所等を予診票に記載するよう個別通知に示している。 予防接種情報については、予診票に、市への予診票の提出に関して本人または保護者による同意欄を設けている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>
⑥使用目的 ※	予防接種記録の管理を行う。未接種者に対する接種勧奨を実施する。
変更の妥当性	変更なし

⑦使用の主体	使用部署 ※	疾病対策課、DX推進課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 予防接種の実施に関する事務 定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に係る事務 ・住民が接種した予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。 2. 健康被害の救済に関する事務 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※	1. 予防接種の実施に関する事務 ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・番号法に基づき、予防接種に関する記録に関する情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供するため、予防接種システムから該当する接種者の管理番号を抽出し、予防接種の種類及び接種日を共通基盤システム経由で中間サーバーに送付する。 2. 健康被害の救済に関する事務 ・本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合(目視)を行うことにより、対象者を正確に把握する。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	定期予防接種対象者であることの決定を行う。
⑨使用開始日		平成30年5月7日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	保健システムの開発・保守・運用管理	
①委託内容	保健システムの開発・保守・運用管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	相模原市に住民登録があるもので、予防接種法に規定する定期予防接種対象者	
その妥当性	システム保守業務を実施するため、予防接種ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2	共通基盤システムの開発・保守・運用	
①委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	相模原市に住民登録があるもので、予防接種法に規定する定期予防接種対象者	
その妥当性	システム保守業務を実施するため、予防接種ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより確認ができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱いの有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項3		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2 16の2項、16の3項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて依頼のあった都度
提供先2	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2 115の2項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種を実施した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><保健システムにおける措置> ①保健システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。また、バックアップデータを遠隔地に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠されたキャビネット・倉庫で保管する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入退館及びサーバー室への入室を行う際には、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[5年]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>予防接種関係法令により、少なくとも5年間は適正に管理・保存を行うことが規定されている。しかしながら、予防接種においては、過去の接種履歴が重要であることから、保存年限を延長する可能性がある。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><予防接種システム(保健システム)における措置> ①システムにより保管している情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ②紙媒体で保管期間が満了となったものは機密文書として溶解処理を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。</p> <p><中間サーバープラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システムにおいては、本市の領域に保管されたデータのみシステムで消去することができる。 ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・電子申請の内容が確認できる端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>

7. 備考

--

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種システム(保健システム)関連>

○個人情報テーブル(住民基本台帳情報)

統合宛名番号、個人番号、異動事由、異動日、異動届出日、宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住民になった事由、住民になった日、住民になった届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、住民区分、外国人判定、国籍、転入前住所、転出先住所、住所コード、公民館区コード、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、方書名称、郵便番号、住所日本語、送付用郵便番号、送付用住所日本語、送付用方書日本語、あいまい日付フラグ、区コード、住登外登録課、未登録外字フラグ、転出予定年月日、転確年月日、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留期間等終了日、在留カード等番号

○予防接種ファイル(A類疾病・乳幼児)

識別番号(宛名番号)、接種コード、混合接種何種、接種回数、接種・予診日、接種日年齢、接種判定、対象外判定、支払区分、実施医療機関、接種会場、実施区分、Lot.No、接種量、特例対象、肺炎球菌種類、ツ反判定、受付日、予診フラグ、体温

○予防接種ファイル(B類疾病・高齢者)

識別番号(宛名番号)、西暦年度、接種・予診日、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費徴収区分、65歳未満接種理由、接種区分、特記事項、体温

○予防接種ファイル(新型インフルエンザ)

識別番号(宛名番号)、接種コード、混合接種何種、接種回数、接種・予診日、接種日年齢、接種判定、対象外判定、支払区分、実施医療機関、接種会場、実施区分、Lot.No、接種量、特例対象、肺炎球菌種類、ツ反判定、受付日、予診フラグ、体温

○予防接種ファイル(新型コロナウイルス)

識別番号(宛名番号)、接種種別、接種回数、西暦年度、接種日、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種会場、接種医、実施区分、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、体温、特記事項、自治体コード、VRS取込日、VRS移出日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

○ワクチン接種記録システム(VRS)ファイル

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

「※」は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><運用における措置> ①予防接種を受け付ける協力医療機関において、本人確認書類（保険証や小児医療受給者証など）により本人確認を実施し、対象者以外の情報を入手しないよう努める。 ②実際に接種をした者に限り、接種履歴の管理を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①協力医療機関から提出された予診票をシステムに取り込む際には、予診票に記載された識別番号（宛名番号）、氏名、生年月日等でマッチングを行い、適切な情報のみシステムへ取り込む。 ②対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報及び個人番号を共通基盤システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐づけするリスクを軽減する。 ③ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、担当業務ごとにメニューを設定している利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体名統合宛名番号は団体内において個人と1対1の対応となる。不正データ(1対1とまらないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><運用における措置> ・届出書類は、あらかじめ記入様式を定め、必要項目以外は記載しない。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①必要な項目以外は、システムから入手できない仕組みとしている。 ②ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止して。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ・予防接種を受け付ける協力医療機関において、本人確認書類(保険証や小児医療受給者証など)により本人確認を実施している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・個人番号関連業務以外は、個人番号にアクセスできないよう個人番号利用事務以外で個人番号の検索は行えない。また、個人番号表利用事務以外では、個人番号を表示しないようしている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報が入手できないようにアクセス制御をしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民がどのような操作を行っているか、分かりやすい画面表示をすることで、意図しない不適切な申請先へ個人情報を送信することが無いよう誘導している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><運用における措置> ① 予防接種を受け付ける協力医療機関 協力医療機関に配布するマニュアルにおいて、予防接種の取違事故防止のため、予防接種を実施する際には、本人確認書類(健康保険証や小児医療受給者証など)により、本人確認(住所・氏名・年齢・生年月日)を実施するよう指示している。 ② 市窓口で届出等を直接受理する場合 ・番号法第16条(本人確認の措置)により、届書等受付の際は、窓口で個人番号カードまたは番号通知カードと他の証明書類(免許証・パスポート等)の提示を受けて本人確認することを徹底している。 ・代理人による届出等の場合は、上記にあわせて、委任状や相模原市の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行っている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領したら署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><運用における措置> ① 届書等に記載された個人番号については、窓口で個人番号カード・有効な通知カード・個人番号入りの住民票により個人番号の真正性を確認している。 ② 上記による確認が取れない場合、該当者が本市に住所をもつ者であれば共通基盤システムを通じて個人番号の確認を行っている。 ③ 相模原市に住所を持たない者の場合は、住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行っている。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・情報提供で必要となる個人番号は、共通基盤システムにおいて内部番号から取得する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに提供される個人番号は、各担当部署で真正性の確認をした番号となる。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><運用における措置> ①特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう2人以上の担当者によるチェックを行う。 ②提出された届出書等が不正に改ざんされないよう、書庫・キャビネットでの施錠保管を徹底している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・情報提供で必要となる個人番号は、共通基盤システムにおいて内部番号から取得する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに提供される個人番号は、各担当部署で真正性の確認をした番号となる。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。 ②個人番号の入力にあたっては、検査用数字(チェックデジット)を確認している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><運用における措置> ①窓口で届出等を受理する場合は、個別のカウンターで職員が対面して届出書等を直接受取している。 ②業務で使用する個人情報を含む届書等の書類は放置せず、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 ④送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止するため、郵送により届書等を提出する場合は、相模原市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知している。 ⑤事務に従事する者に対し、相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程(以下「市保有個人情報等管理規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を毎年実施し、遵守を徹底している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・情報提供で必要となる個人番号は、共通基盤システムにおいて内部番号から取得する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、ログの管理を行い、不適切な操作を抑止している。 ②ユーザ又はグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるよう制御している。</p>	

アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><運用における措置></p> <p>①IDの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ・異動などによりアクセス権限が失効した場合には、速やかにアクセス権限を削除している。 ・権限を有する者に対して、セキュリティ教育を実施している。 <p><予防接種システムにおける措置></p> <p>①IDの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に対して、情報セキュリティ管理者が、各所属・職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとに権限を設定した対応表を確認の上、アクセス権限を付与している。 ・申請に対して、情報セキュリティ管理者が、各所属・職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとに権限を設定した対応表を確認の上、アクセス権限を付与している。 <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動などによりアクセス権限が失効した場合には、速やかにアクセス権限を削除している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①ユーザ又はグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。</p> <p>②職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。</p> <p>③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録・変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録・変更を行うためのアクセス権限を与えない。</p> <p>④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動・退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 <p>① 発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>② 失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		<p><運用における措置> ・ユーザやアクセス権を情報セキュリティ管理者が定期的(人事異動時など)に確認している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権は速やかに変更又は削除している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①ユーザ又はグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ②職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システムへのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。 ・また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<p><運用における措置> ・特定個人情報等収集等記録簿で記録している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。(操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録している。) ②自動実行等による処理についても、同様に記録を行っている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、ログの管理を行っている。 ②ログは一定期間保存し、セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><運用における措置> ①職員は、業務以外の目的でシステム及びパソコン等の情報機器を使用してはならない。 ②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等を除き、保有個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。 ③職員以外の委託業者には、契約書に「個人情報の取扱に関する特記事項」を契約書に添付し、遵守させている。 ④市保有個人情報等管理規程に基づき、特定個人情報を取り扱う者に対して、特定個人情報の保護に関する意識向上のための研修及び情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策についての研修を行っている。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①ユーザIDやアクセス権限については、情報セキュリティ管理者が確認を行っている。 ②操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・削除し利用ができないことを確認している。 ③操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。 (操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録している。)</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を講じている。 ②職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成している。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・削除し利用ができないことを確認している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> バックアップ以外にファイルを複製しないことを、職員・委託先に対して徹底している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ②操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。 (操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録している。)</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①データバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。 ②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外には行えないことにしている。 ③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをシステムへ登録するには、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、特定の外部記憶媒体のみを使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記憶媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、電子申請の内容が確認できる端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><運用における措置> 市保有個人情報等管理規程に基づき対応を行っている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する場面のみ限定している。 ②システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれない。</p>	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<運用における措置> ①ルールの内容 ・契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させている。 ・契約書特記事項に以下の項目を定めている。 ・再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の「相模原市(委託元)に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 ・目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 ・契約書特記事項に定める以下の方法により確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 ・作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 ・実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定めている。 ・受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 ・受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して個人情報の預り証を提出する。 ・返還の方法を委託元が指定し実施する。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定めている。 ・委託元が指定した方法で消去又は廃棄(以下「消去等」という。)を実施する。 ・委託先が消去等をするとき、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ・委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 ・委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 ・委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定している。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	<運用における措置> 契約書特記事項に以下の内容を定めている。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その許諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。なお、違反が生じた場合においても、委託先の過失状況に関わらず責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。
その他の措置の内容	<運用における措置> ・相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><運用における措置> ・市保有個人情報等管理規程及び相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する要綱に基づき、記録簿で記録している。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。（操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録する。） ②ユーザ又はグループ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセスを防止している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ②ユーザ又はグループ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセスを防止している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><運用における措置> ・データをシステム外で取り扱う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。 ・データを可搬記憶媒体等で持ち出す場合には、記録簿を作成するとともに、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。</p>	
その他の措置の内容	<p><運用における措置> ・市保有個人情報等管理規程に定める情報漏えい等への対応に従っている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ・市保有個人情報等管理規程に基づき、特定個人情報を取り扱う者に対して、特定個人情報の保護に関する意識向上のための研修及び情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策についての研修を行っている。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。（操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録する。） ②ユーザ又はグループ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセスを防止している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう2人以上の担当者によるチェックを行っている。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・正しい情報を提供するためにシステムで論理チェックを実施している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、監査証跡の記録を行うこととしており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 ②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。 ②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 <パスワード> ①パスワードは定期的に変更する。 ②パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手している。 ②共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提要ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 窓口で届書等を受け付ける場合には、記載内容等に誤りがないか、届出等を行う者に確認している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、中間サーバーに情報入手要求をする際は、自動的に要求先が中間サーバーとなる仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び届書等は放置せず、利用時以外には施錠された書庫・キャビネット等で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断している。 ④窓口にて記載された届書等は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管している。 ⑤情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要となった情報は消去している。 ⑥情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机の上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付けている。 ⑦離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピュータロック等適切な措置を講じている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 通信データの暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「市番号条例」という。)及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①不要なアクセスを防止するため、認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤に接続できる仕組みとしている。 ②不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へとり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 市番号条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①通信データの暗号化を実施している。 ②中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を共通基盤システムに限定する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①予防接種システムに特定個人情報を登録する際、複数人で登録内容を確認している。</p> <p>②登録情報の内容に誤りがあった場合は、職権により当該情報を作成・修正している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。</p> <p>②接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを、既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<運用における措置> ①入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管している。 ②紙媒体や電子媒体については、利用時間以外は、書庫・キャビネットで施錠保管している。 ③外部記憶媒体について次のルール等を設け、安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 （外部へ持ち出す際には、記録簿を作成し、情報セキュリティ管理者の許可を受ける。） ・書庫・キャビネットで施錠保管する。 ・台帳による管理 ④端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）を使用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用が去れており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・電子申請の内容が確認できる端末については、施錠できるキャビネット等への保管、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><事前の手続き等における措置> ・不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認している。</p> <p><システム環境における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施している。 ②新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用が去れており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・電子申請の内容が確認できる端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>・生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ・紙媒体の情報は、相模原市公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。</p> <p><予防接種システムにおける措置> ・システムでのデータ更新はリアルタイム又はバッチ処理により行っているため、異動情報は即座に又は適宜置き換わっている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・電子申請の内容が確認できる端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p><運用における措置> ・紙媒体の情報は、相模原市公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。 ・機器に内蔵されている電磁的記録媒体を廃棄する場合は、統括情報セキュリティ管理者が指定する場所で、当該機器から電磁的記録媒体を取り外し、物理的破壊を行う。なお、破壊後の電磁的記録媒体及び機器本体は、統括情報セキュリティ管理者が一括して廃棄する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・電子申請の内容が確認できる端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><相模原市における措置> ・1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市保有個人情報等管理規定で定める保護管理者への報告を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、1年に1回以上の自己点検を実施している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><相模原市における措置> ・市保有個人情報等管理規定に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、1年に1回以上の監査を行っている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><相模原市における措置> ①相模原市情報セキュリティポリシーに基づき、担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上に資するための研修を実施している。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修(年1回) ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修(階層別研修) ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年11月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。(パブリックコメント手続きに準じて行う。)
②実施日・期間	令和5年2月1日から3月2日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年3月17日
②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	①予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能により、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	①予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリにより、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号提供の同意が得られた場合のみ) ・転出者について、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会が必要になる都度 ・転出者について、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度)。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために転入者本人から個人番号提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号法19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。(転出先市区町村において、本人から個人番号提供の同意が得られた場合のみ当処理を行う)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LGWAN回線を用いた提供	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>○ワクチン接種記録システム(VRS)ファイル 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目、2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)</p>	<p>○ワクチン接種記録システム(VRS)ファイル 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目、2回目、3回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)</p>	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 ・転入者について、個人番号を入手する際には、本人同意を取得するとともに、番号法16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 ・転出者について、転出先市区町村から個人番号を入手する際には、転出先市区町村において本人同意及び本人確認が行われた情報だけをシステムを通じて入手している。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 ・転入者について、本人から個人番号を入手する場合は、本人同意を取得するとともに、番号法16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 ・転出者について、他市区町村から個人番号を入手する際には、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をシステムを通じて入手している。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 ・転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手する際には、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該番号に対応する個人の接種記録のみをシステムを通じて入手している。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		<p>【以下の内容を新規追加】</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p>【以下の内容を新規追加】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用アプリからのみ交付申請を可能とし、アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で個人情報が送信されることを避けている。 	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容		【以下の内容を新規追加】 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報が送信される。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容		【以下の内容を新規追加】 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用している。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最低限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・転入者について、転出元市区町村に接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・転出者について、接種履歴を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。 ②システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最低限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・転入者について、転出元市区町村に接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・転出者について、接種履歴を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。 ②システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれない。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 なお、次の内容は、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報ファイルの提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 なお、次の内容は、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報ファイルの提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村に個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをシステムを用いて提供する。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村に個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をシステムを用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをシステムを用いて提供する。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村に個人番号を提供するが、その際は、個人番号とともに市区町村コードを送信する。そのため仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号を提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村に個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村に個人番号とともに転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村に個人番号を提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用が去れており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用が去れており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととする。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	Ⅳ その他のリスク対策	旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	緊急時の事後評価
令和4年5月24日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 市長公室 総合政策部 DX推進課	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 市長公室 DX推進課	事後	重要項目に当たらない(部署名の変更のため)
令和5年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム	新規記載	システム6 ①システムの名称 証明書交付センターシステム ②システムの機能 コンビニエンスストア等に設置された多機能端末(マルチコピー機)を用いて接種証明書を交付する際に、当該端末は個人番号を取得し、接種記録等の照会・提供を行う。	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	①予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリにより、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	【図の変更も行っている】 ①予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリ、コンビニエンスストア等のキオスク端末により、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用	②入手方法 [その他] 共通基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	②入手方法 [その他] 共通基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用	⑤本人への明示 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	⑤本人への明示 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項3 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ①委託内容 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項3 ①委託内容 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [その妥当性] ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [その妥当性] ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [その他] LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [その他] LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	II ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	①保管場所 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	①保管場所 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	IIIリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 新規追加	リスクに対する措置の内容 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	入手の際の本人確認の措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報が送信される。	入手の際の本人確認の措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報が送信される。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	特定個人情報の正確性確保の措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	特定個人情報の正確性確保の措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	リスクに対する措置の内容 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	リスクに対する措置の内容 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止している。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施している。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅲリスク対策(プロセス)予防接種 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 新規追加	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止している。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	(別添1)事務内容	事務の内容の図示について特段の網掛けや色付けはしていなかった。	事務の内容の図示について人や組織に関わる部分に色付けをした。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 2. 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク "リスクに対する措置の内容"	<サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	<サービス検索・電子申請機能における追加措置> サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民がどのような操作を行っているか、分かりやすい画面表示をすることで、意図しない不適切な申請先へ個人情報を送信することが無いよう誘導している。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク "リスクに対する措置の内容"	<予防接種システムにおける措置> ②操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ③不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除している。 ④操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。(操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録している。)	<予防接種システムにおける措置> ②操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・削除し利用ができないことを確認している。 ③操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、アクセスログの記録を行っている。(操作者が、どの個人に対して照会・異動を行ったか記録している。)	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク "リスクに対する措置の内容"	<共通基盤システムにおける措置> ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ⑤操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。	<共通基盤システムにおける措置> ④操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・削除し利用ができないことを確認している。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク "リスクに対する措置の内容"	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをシステムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをシステムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、特定の外部記憶媒体のみを使用する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール "委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法"	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 ・契約書特記事項に定める以下の方法により確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール "委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法"	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール "ルール内容及びルール遵守の確認方法"	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保している。	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認している。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事後	緊急時の事後評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	IV リスク対策 1.監査 ①自己点検 “具体的なチェック方法”	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、1年に1回以上の自己点検を実施している。	事後	緊急時の事後評価
令和5年3月28日	IV リスク対策 1.監査 ②監査 “具体的な内容”	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行っている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、1年に1回以上の監査を行っている。	事後	緊急時の事後評価
令和5年6月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課	健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課	事後	重要項目に当たらない (部署名の変更のため)
令和5年6月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種推進課長	コロナウイルス対策課長	事後	重要項目に当たらない (部署名の変更のため)
令和5年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 “使用部署 ※”	新型コロナウイルスワクチン接種推進課	コロナウイルス対策課	事後	重要項目に当たらない (部署名の変更のため)
令和5年6月15日	(別添2)ファイル記録項目	○ワクチン接種記録システム(VRS)ファイル 接種回(1回目/2回目/3回目)、	○ワクチン接種記録システム(VRS)ファイル 接種回、	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和5年6月15日	III リスク対策(プロセス)予防接種 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) “特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置”	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和5年6月15日	III リスク対策(プロセス)予防接種 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 “具体的な管理方法”	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ④システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ④システムへのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和5年6月15日	III リスク対策(プロセス)予防接種 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 “具体的な管理方法”	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システムへのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動・退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 “具体的な管理方法”	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システムへのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。 また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和5年6月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)予防接種 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 “具体的な方法”	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和5年6月15日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課	新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市 健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課	事後	重要項目に当たらない (部署名の変更のため)
令和6年6月24日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び法に定める臨時接種について、期日を定め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)以下、「特措法」という。)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。 本業務では、「予防接種法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))の規定に従い、番号法別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき特措法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いる。 (中略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下、「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、国が構築したワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日を定め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。))の規定による予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。 本業務では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))の規定に従い、番号法別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき特措法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いる。 (中略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理や接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (中略) ④情報照会・情報提供機能 転入者等の接種記録の照会及び他市区町村からの照会に応じて接種記録の提供を行う。 ⑤予防接種証明書交付機能 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、予防接種証明書を求めるものに対する証明書の交付を行う。	予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種実施後の接種記録等の登録、管理を行う。 (中略) ④予防接種証明書交付機能 新型コロナウイルス予防接種を受けたものであって、予防接種証明書を求めるものに対する証明書の交付を行う。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6 証明書交付センターシステム	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	I 基本情報 5.個人番号の利用	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2項、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供)	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2項、第19条第6号(委託先への提供)	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課 市長公室 DX推進課	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 市長公室 DX推進課	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病対策課長 コロナウイルス対策課長 DX推進課長	疾病対策課長 DX推進課長	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	○新型コロナウイルス予防接種の事務(ワクチン接種記録システム(VRS)に関するもの) 新型コロナウイルス予防接種は、上記と併せ、ワクチン接種記録システム(VRS)により、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供や、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。 (中略) ⑩情報照会・情報提供機能 転入者等の接種記録の照会及び他市区町村からの照会に応じて接種記録の提供を行う。 ⑪予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリ、コンビニエンスストア等のキオスク端末により、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	○新型コロナウイルス予防接種の事務(ワクチン接種記録システム(VRS)に関するもの) 新型コロナウイルス予防接種は、上記と併せ、ワクチン接種記録システム(VRS)により、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種実施後の接種記録等の登録、管理や、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。 (中略) ⑩予防接種証明書の交付 新型コロナウイルス予防接種を受けたものであって、窓口や郵送、サービス検索・電子申請機能により、予防接種証明書を求めるものに証明書を交付する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会が必要になる都度 ・転出者について、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	疾病対策課、コロナウイルス対策課、DX推進課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所	疾病対策課、DX推進課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑨使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	提供先3 市区町村長	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 ・転入者について、本人から個人番号を入手する場合は、本人同意を取得するとともに、番号法16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。 ②他市区町村からの個人番号の入手 ・転入者について、他市区町村から個人番号を入手する際には、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手している。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 ・転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手する際には、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手している。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止している。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力と避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報が入手できないようにアクセス制御をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・専用アプリからのみ交付申請を可能とし、アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で個人情報が送信されることを避けている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報が入手できないようにアクセス制御をしている。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報が送信される。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> (中略) ⑤事務に従事する者に対し、相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を毎年実施し、遵守を徹底している。 (中略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止している。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施している。	<運用における措置> (中略) ⑤事務に従事する者に対し、相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規定(以下「市保有個人情報等管理規定」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を毎年実施し、遵守を徹底している。 (中略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用している。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> (中略) ④市特定個人情報等取扱い規程に基づき、特定個人情報を取り扱う者に対して、特定個人情報の保護に関する意識向上のための研修及び情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策についての研修を行っている。	<運用における措置> (中略) ④市保有個人情報等管理規定に基づき、特定個人情報を取り扱う者に対して、特定個人情報の保護に関する意識向上のための研修及び情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策についての研修を行っている。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行っている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最低限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・転入者について、転出元市区町村に接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・転出者について、接種履歴を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。 ②システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれない。	<運用における措置> 市保有個人情報等管理規定に基づき対応を行っている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する場面にのみ限定している。 ②システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれない。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<運用における措置> 外部委託に際しては、市特定個人情報等取扱い規程に従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを確認している。	<運用における措置> 外部委託に際しては、市保有個人情報等管理規定に従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを確認している。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な内容	<運用における措置> ・市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従っている。	<運用における措置> ・市保有個人情報等管理規定に定める情報漏えい等への対応に従っている。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村に個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をシステムを用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをシステムを用いて提供する。	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> <運用における措置> ・市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従っている。	<運用における措置> ・市保有個人情報等管理規定に定める情報漏えい等への対応に従っている。	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村に個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	削除	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村に個人番号を提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 市番号条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。	<運用における措置> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「市番号条例」という。)により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととする。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止している。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・紙媒体の情報は、公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。	<運用における措置> ・紙媒体の情報は、相模原市公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<運用における措置> ・紙媒体の情報は、公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。	<運用における措置> ・紙媒体の情報は、相模原市公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<相模原市における措置> ・1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市特定個人情報等取扱い規定で定める保護管理者への報告を行っている。 (中略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<相模原市における措置> ・1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市保有個人情報等管理規定で定める保護管理者への報告を行っている。 (中略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	IVその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<p><相模原市における措置> ・市特定個人情報取扱い規定に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p>(中略)</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><相模原市における措置> ・市保有個人情報等管理規定に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p>(中略)</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	IVその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	IVその他のリスク対策 3.その他のリスク	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和6年6月24日	V開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	<p>新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市 健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-7200</p>	削除	事後	重要項目に当たらない (特定個人情報の取扱いに影響しない)